

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和5年2月8日

奈良県立奈良養護学校長 白濱 菜穂美

第1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| 1 工事名 | 奈良養護学校 理科室・美術室空調機新設工事 |
| 2 工事場所 | 奈良市七条町135番地 奈良養護学校 地内 |
| 3 工事概要 | 特別教室2室への空調機新設工事及びこれに伴う配管工事、電気設備工事を行う。詳細は仕様書によります。 |
| 4 工事期間 | 契約締結日から令和5年3月31日（金） |
| 5 入札方法 | 書留郵便（簡易書留郵便を含む）による |
| 6 落札者の決定方法 | 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 |
| 7 前払金 | 請求不可 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のいずれにも該当し、かつ、第3に定める競争入札参加資格確認申請書を期限までに提出し、参加資格の確認を受けた者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- 1 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「G1電気設備機器」に登録をしている者であること。
- 2 奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち、「暖冷房衛生設備」の業種において登録があり、「管工事業」について、特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- 6 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 7 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 8 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

第3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第4の6で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行わなければなりません。

第4 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書等の交付 (右記、学校HP「お知らせ」からダウンロードしてください。)	公告日 ~ 令和 5年 3月 1日 (水)	奈良養護学校HPアドレス http://www.e-net.nara.jp/sns/narayougo/index.cfm/1,0,52,html
仕様書等の紙閲覧	令和 5年 2月 10日 (金) 午前9時30分~午後4時	閲覧場所：奈良市七条町135番地 奈良養護学校事務室 (事前連絡要) TEL:0742-34-2671
現地確認 ※入札説明会はいりません。	令和 5年 2月 10日 (金) ~ 令和 5年 2月 13日 (月) 午後3時30分~午後5時	前日までに学校へ連絡の上、調整された日時にご来校ください。 (事務長まで事前連絡要) TEL:0742-34-2671
仕様書等に関する質問の受付 ※質問は仕様書等に関する事に限ります。 同等品の確認を受けたい場合もこの期間中に申請を受付	令和 5年 2月 14日 (火) ~ 令和 5年 2月 15日 (水) 午前9時30分~午後3時 任意の書式により持参	奈良養護学校事務室 (事前連絡要) TEL:0742-34-2671 同等品確認の場合、カタログ等資料を添付ください。 (同等品の回答は2月16日中に連絡)
仕様書等の質問に対する回答 (学校のHP「お知らせ」欄に掲載します)	令和 5年 2月 16日 (木)	奈良養護学校HPアドレス http://www.e-net.nara.jp/sns/narayougo/index.cfm/1,0,52,html
競争入札参加資格確認申請書の提出	令和 5年 2月 22日 (水) 午後4時までに必着 持参または書留による郵送 (簡易書留郵便を含む)	送付先 <u>〒630-8051 奈良市七条町135番地</u> 奈良養護学校事務室 宛

競争入札参加資格確認申請の結果通知	申請書受付後随時 令和5年2月24日(金) 午後4時まで(最終)	申請書に記載された連絡先へ、 FAX及び電話により通知予定
入札書及び内訳書の提出	参加資格確認の結果通知後、 ～ 令和5年3月2日(水) 午前10時まで必着 <u>書留郵便(簡易書留郵便を含む)に</u> 限ります。 ※入札書は二重封筒とし、表封筒に「奈良養護学校 理科室・美術室空調機新設 工事入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と内訳書を入れ、直接提出する場合と同様、封印等の処理をしてください。	送付先 <u>〒630-8051 奈良市七条町135番地</u> <u>奈良養護学校 校長宛</u> ※入札日付は、入札書作成日として、代表者氏名により作成、押印をしてください。 <u>委任は不可</u> とします。 封入の前に代表者印の押印等をご確認ください。
開 札	令和5年3月2日(木) 午前10時30分予定 <u>なお、全ての入札参加者の入札書が提出された場合は、開札日時を早めることがあります。</u>	開札場所：奈良市七条町135番地 奈良養護学校 内
「くじ」を行う場合の場所、日時 (対象者のみ。開札日17時までには、電話連絡を行います。)	令和5年3月3日(金) 午前10時30分予定 (開札日を早めた場合は、その翌日を予定)	くじ場所：奈良市七条町135番地 奈良養護学校 内

第6 問い合わせ先

〒630-8051 奈良市七条町135番地

奈良県立奈良養護学校 事務室(事務長) 電話：0742-34-2671

第7 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うことがあります。

2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札書と内訳書に不整合がある入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限または奈良県建設工事等請負契約に係る、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。また、次のいずれかに該当する事由があると認められるときも、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を言う。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

5 その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。